酒々井町　パートタイム会計年度任用職員　募集職種別詳細

募集職種　区分（番号）			応募資格	採用人数
大	G	環境商工課	次のいずれかの資格を備える方 ・消費生活専門相談員（（独）国民生活センター） ・消費生活アドバイザー（（財）日本産業協会） ・消費生活コンサルタント（（財）日本消費者協会）	1
中	3	消費生活相談員		
小	1	消費生活相談員		

任用期間	令和　9 年　1 月　1 日 ～　令和　9 年　3 月　31 日　まで ※任用後、1か月間は条件付採用　　更新の可能性（有）・　無
勤務場所	酒々井町役場 酒々井町　中央台4丁目11番地
従事すべき業務の内容	・消費生活全般に関する相談並びに苦情相談の処理に関すること。 ・消費者の保護と意識の向上に関する啓発指導等に関すること。 ・その他消費者保護に関すること。
勤務日及び勤務時間	10 時　00 分　～　15 時　00 分 （ 適用日　毎週火曜日 ） ※ 火曜日が祝日の場合、その週の業務はありません。 時　分　～　時　分　（ 適用日 ） 時　分　～　時　分　（ 適用日 ） 休憩時間　30 分　1 週間の勤務時間　4　時間　30 分 ※ 時間外勤務または休日勤務を命ずることがあります。 ※ 勤務日及び勤務時間は変更の可能性があります。
休日・休暇	土・日・祝日・12月29日から1月3日　その他勤務に従事する日以外 年次有給休暇　無　・　その他規則に定める休暇
報酬・手当	時間給　1,582 円　（行政職（一）2級 5号給） （毎月月末締め、翌月15日支払い） 通勤費　対象者には関係例規に基づき支給 期末手当　対象外 勤勉手当　対象外
共済組合資格等	共済組合（短期・保健）・　厚生年金・　雇用保険・（労災保険）
その他	・報酬・手当に係る時間給が千葉県最低賃金を下回った場合、最低賃金額を改定月から補償します。 ・任用期間中に報酬・手当にかかる時間給が改定された場合、決定された号給の時間給に基づき支給します。
問い合わせ先	酒々井町環境商工課商工観光班　電話　043-382-2339